

岐栄発 第 226 号
平成 30 年 8 月 7 日

飛騨支部会員各位

(公益社団法人) 岐阜県栄養士会長
栄養ケア・ステーション事業部長

**在宅療養者食事・栄養支援専門相談員養成講習会
ファーストステップ特設講座（飛騨会場ビデオ映像
講習会）の開催案内（今年度が最終年度）**

盛夏の候、日頃会員の皆様におかれましては、各職場等において県民の健康づくりにご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、当会は**在宅療養者食事・栄養支援推進事業**を国及び岐阜県の補助事業（5年継続事業）として平成26年度から始め、今年度最終年度を迎えます。

本事業の一環として、今後益々深刻になる超高齢社会に対し、管理栄養士・栄養士が社会に示す土台づくりを目的に、平成27年度より在宅療養者食事・栄養支援専門員を養成するための特設講座を開催しているところではありますが、これまで飛騨地域会員の出席が非常に少ない状況であります。

つきましては、養成講習会のビデオ映像による講習会を飛騨地域にて下記のとおり開催し、その受講でも先の特設講座と同様の受講とみなすことといたしました。規程の要件に達した者には認定証（Ⅰ・Ⅱ）を交付しますので、会員の皆様の積極的なご参加をお願いいたします。

記

1 飛騨会場(ビデオ映像による講習会)

(1) 開催日時

平成30年10月21日(日)、10月28日(日)10時から16時まで

(2) 開催場所

高山市民文化会館 両日 3-3研修室

(3) 受講資格 (*受講資格確認票の提出を求めます。)

本会(岐阜県栄養士会)の会員であって医療施設、福祉施設(高齢者栄養管理を目的とする施設に限る)、行政機関(市町村保健センター、保健所、県庁等に勤務する者、その他に雇用職員等として勤務する者も含む)に2年以上勤務した経験を持つ管理栄養士又は栄養士、また既に栄養ケ

ア・ステーションに登録する者であって特定保健指導や介護予防、糖尿病重症化予防等で複数回の活動実績を有する管理栄養士又は栄養士（勤務年数に満たない会員であっても、ファーストステップ講座については先行受講可、但し今年度末で勤務年数を満たす者まで）

(4) 受講促進のための特別対応措置

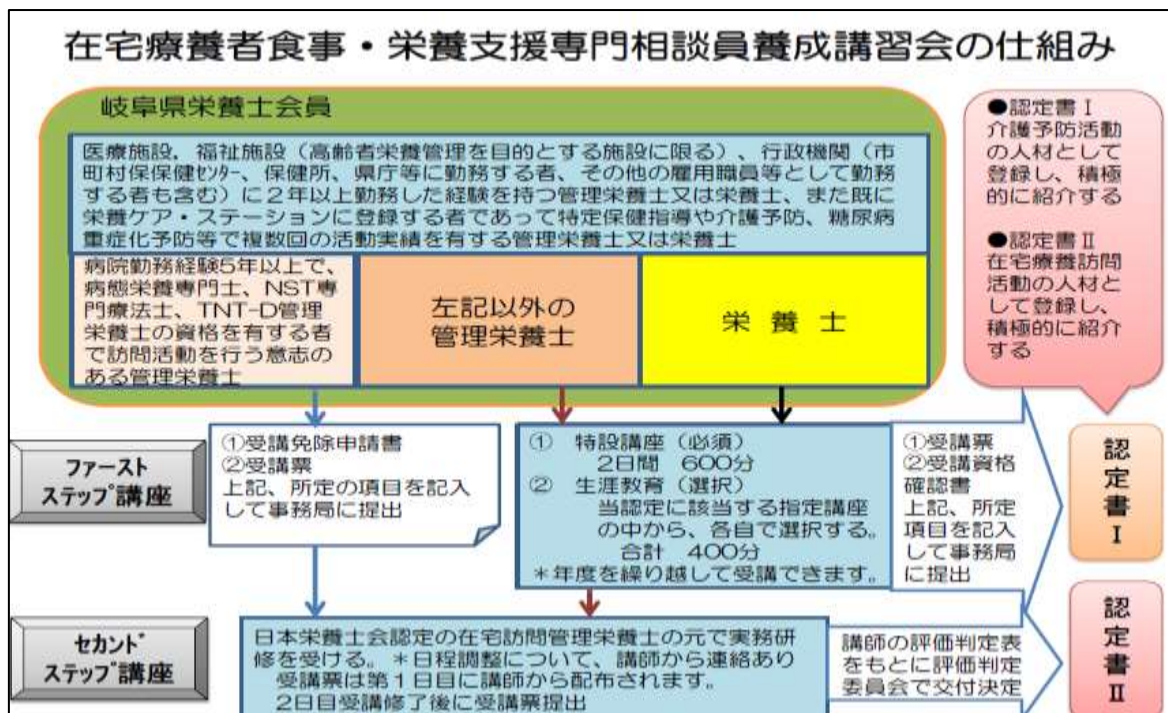
①ファーストステップ講座の受講免除（*受講免除申請書の提出が必要）

病院勤務経験5年以上で、病態栄養専門士、NST 専門療法士、TNT-D 管理栄養士の資格を現在有する者が在宅療養者食事・栄養支援活動（訪問活動）を行う意志のある管理栄養士は、ファーストステップ講座免除の措置有り

②年度を越えた受講（*受講確認書の提出が必要・受講確認印）

ファーストステップ講座は特設講座（必須）と生涯学習（選択）で構成されていますが、今年度だけでは所定の時間を受けることができなかった方は、次年度受講でも構いません。4年間（平成27年度から平成30年度まで）で所定の時間を受講ください。

<当養成講座の仕組み>



(5) 申込方法

別添申込書にてFAXで10月15日(月)までに申し込んで下さい。

送信先FAX：0577-33-6191（幅宅）

平成 30 年度在宅療養者食事・栄養支援専門相談員養成講習会
ファーストステップ特設講座（飛騨会場講座）の受講申込み書

区 分	受講申込記入欄 (○をつけて)
第 1 日目 10 月 21 日 (土)	
第 2 日目 10 月 28 日 (日)	

会員番号 _____

氏 名 _____

TEL _____

勤務先 _____

お問い合わせ先 飛騨圏域栄養ケア・ステーション 幅

TEL 080-2629-1391

E-mail infohida@gifu-eiyo.or.jp